# 広島地方最低賃金審議会 令和4年度第1回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議事録

広 島 労 働 局 広島地方最低賃金審議会

## 日時

令和4年9月30日(金) 9時58分~11時15分

#### 場所

広島合同庁舎1号館付属棟2階 大会議室

#### 出席者

## 【公益代表委員】

岡田部会長、長谷川委員

## 【労働者代表委員】

福田委員、山崎委員、山田委員

#### 【使用者代表委員】

桑原委員、興梠委員、長谷川委員

# 【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官吉川労働基準監督官

#### 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

# 議事

#### 毛利賃金室長補佐

それではただ今から、第1回広島県自動車同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「自動車製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。本専門部会は本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)、部会長、部会長代理の選出についてまで私賃金室長補佐の毛利が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。また、当審議会の公開につきまして、去る9月16日から22日までの間、公開の公示をいたしましたところ傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員をご紹介せていただきたいと存じます。お手元別冊資料No.

1に、本自動車製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順にご紹介させていただきます。

## 各委員紹介

## 毛利賃金室長補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の前田より御挨拶をさせていただく ところですが、本日前田が所用により欠席しておりますので、賃金室長の石井より 御挨拶を申し上げます。

## 石井賃金室長

広島労働局労働基準部賃金室長の石井でございます。よろしくお願いいたします。 本日労働基準部長の前田が所用のため欠席しておりますので、私が代わってご挨拶 させていただきます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、広島自動車 製造業最低賃金専門部会の委員に御就任いただきまして、また本日第1回専門部会 に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。この自動車製造業最低賃金 は現在時間額938円でございますが、今年も労働協約の締結当事者による改正の申出 がございましたので、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすること となった次第でございます。広島県最低賃金につきましては、8月5日に広島地方 最低賃金審議会におきまして930円、31円アップということで答申されまして、皆様 のお手元にございますように10月1日から930円ということで発効されることとなり ました。それを受けまして特定最賃につきましてもこういったお手元にございます 一覧表の通り、という状況になっております。特定最低賃金は地域別最低賃金と異 なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定される性格のものですので、全 会一致の議決を目指してのご審議をお願いいたします。また審議会開催日の日程調 整につきましては、委員の皆様に大変ご無理を申し上げているところではございま すが、最低賃金の年内発効に向けまして審議につきましても、御協力いただきます ようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

#### 毛利賃金室長補佐

では次に事務局職員を紹介させていただきたいと思います。

事務職職員紹介

#### 毛利賃金室長補佐

ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おき

をお願いします。議事(1)、部会長、部会長代理の選出についてへ移らせていただきます。部会長選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員の内から委員が選挙するとされております。公益代表委員にはあらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長候補、及び部会長代理候補について賃金室長から御報告を申し上げます。

## 石井賃金室長

御報告申し上げます。自動車製造業最低賃金専門部会におきまして、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として井上委員が推挙されております。以上でございます。

## 毛利賃金室長補佐

ただいま賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に井上委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

## 毛利賃金室長補佐

それでは岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願いします。

## 岡田部会長

はい、ただいま部会長に選出いただきました岡田でございます。できる限りスムーズな審議進行に心がけて、公正な特定最賃の決定に努めていきたいと思っておりますので、皆様御協力のほどをよろしくお願いします。それでは早速ですけれども、第1回の専門部会の議事次の(2)の広島県自動車同附属品製造業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

#### 坂本賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず特定産業別最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定産業別最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。また別冊資料につきましては、本自動車製造業最低賃金に係る個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。なお特定産業別最低賃金を総称する場合は「特定最低賃金」、あるいは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。次に審議に当たりましてご留意いただきたい事項について御説明いたします。

一つ目として共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定産業別最低賃金について、 を御覧ください。すでに御承知のことと思いますが、基本的な考え方として特定最 低賃金は地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して決定されるもの であり、最低賃金法第15条第11項に規定する関係労使の申出において審議会で改正 決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働 協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車製造業最低賃金に つきましては、配布しております令和4年度特定最低賃金の改正申出状況、及び令 和4年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約 ケースにおける要件をもって改正申出がなされています。審議に当たりましてはそ の点にご留意いただければと思います。二つ目に改正決定の手続きでございますが、 本年8月5日の第543回広島地方最低賃金審議会において改正決定の必要性有との答 申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号6ページの通り改正決定について 審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。最後、 三つ目に広島地方最低賃金審議会で了承されました事項につきまして御説明いたし ます。共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和4年度広島地方最低賃金審議会の 運営についてをご覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本 方針といたしまして、記の2に特定産業別最低賃金については、全業種とも年内発 効を目標におき、審議の促進を図ることとするとされております。また共通資料No. 5の2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告の関係労使のイニシアティブ の一層の発揮による改善の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力とい うことで審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至る よう一層努力すること」とされております。昨年度の特定最低賃金の改正状況につ きましては共通資料No.7、通し番号の25ページ、令和3年度最低賃金審議結果一覧 を御覧ください。下段の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議結果の一覧でござ いまして、この表の右から4列目に自動車製造業がございます。昨年令和3年度に おきましては計3回の専門部会を開催し、引上げ額23円、時間額938円の答申をいた だいております。続きまして共通資料No.8、通し番号の26ページをご覧ください。 本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で最低賃金 審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりまし ては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引続き発言者 名を議事録に付記させていただきますことを御了解いただきたいと思います。よろ しくお願い申し上げます。私からは以上です。

#### 石井賃金室長

では続きまして、私の方から広島県自動車製造業最低賃金に係る調査結果統計資料等の概要につきまして御説明いたします。着座させていただきます。まず私のものは別冊の資料になりますけれど、別冊資料のNo.2、通し番号の2ページ、これ以降につきましては現行の広島県自動車製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、

具体的にどのような業種が該当するのか、ということを示したものを載せておりま す。次に別冊資料No.3、通し番号9ページでございます。これは昨年度の全国の自 動車製造業関係の最低賃金の審議結果状況の一覧でございます。さらに資料№4、 通し番号の10ページ、これからは令和4年度の最低賃金実態調査、自動車関係のも のを載せております。広島労働局で今年5月から7月にかけまして、県内の事業所 に通信調査を実施してとりまとめた結果でございます。この調査は製造業、各種商 品小売業、自動車小売業及び新聞業出版業につきましては1人から99人の規模の事 業所、これ以外の業種につきましては1人から29人規模の事業所の母集団から事業 所を無作為に抽出した標本調査となっております。全数調査ではございませんので、 集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなりま す。また、調査対象としました賃金は令和4年6月支払いという形になっておりま す。通し番号15ページを開いていただけますでしょうか。これは最低賃金実態調査 における分位偏差についての一覧表示したものです。次のページをご覧ください。 16ページです。これは賃金分布図でございまして、時間額と労働者累積人数のグラ フとなっております。縦軸に労働者の比率をとったものです。次のページ、17ペー ジ、これも同じく賃金分布図となっておりますが、先ほどのグラフと異なりまして、 時間額と労働者の比率のグラフとなっております。次、18ページ、これは自動車製 造業の最低賃金の額と一時間当たりの平均賃金の推移となっております。そして通 し番号20ページをあけていただけますでしょうか。これは事業所規模別の未満率と なっております。「未満率」とは現在決定されている最低賃金を下回っている労働 者の割合となっております。規模ごとに時間額、938円を下回っている労働者の比率 を示しております。次のページを開けていただいて21ページ、これは最低賃金引上 げ試算表となっております。最低賃金を改定した場合、この改定後の最低賃金額を 下回ることになる労働者の割合、つまり「影響率」を示したものでして、例えば現 行の938円を1円引上げますと12.3%に影響が出る、いわゆる下回るということにな ります。次のページ開けていただいて22ページ、これは平成16年度からの自動車製 造業の最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表となっております。私からは 以上です。

#### 岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がありましたが、これらについて何か質問等ございませんか。特にありませんか。ではここで、他府県の結審状況が分かれば事務局から説明をお願いいたします。

#### 石井賃金室長

はい、昨日現在の結審状況なのですけれども、3件結審しております。まず1件目秋田、現行907円のところ938円、31円の引上げ、28日に結審しておりまして全会一致です。次に埼玉、これは990円が1013円、プラス23円の引上げ、9月27日、これも全会一致で結審しております。そして最後、兵庫、1002円が1034円ということ

で、プラス32円、9月20日に全会一致で結審しているという状況になっております。以上です。

## 岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について各側から御意見をいただきたいと思いますけれども、どういたしましょうか。それぞれ意見表明の前に個別協議する時間は必要でしょうか。

## 山崎委員

はい、5分ほどいただければと思います。

## 岡田部会長

はい、わかりました。使側はいかがですか。

# 長谷川委員

同様にお願いします。

## 岡田部会長

はい、それでは今10時20分ですのでざっと目安で10時25分くらいを目安にお戻りいただければと思います。事務局の方から個別の別室の方へご案内お願いします。

## 石井賃金室長

御案内いたします。

## 審議再開

## 岡田部会長

それではお戻りいただきましたので審議を再開したいと思います。それでは各側から意見表明をお願いしたいのですけれど、まず労側からお願いいたします。

# 山崎委員

はい、お世話になります。労働者代表委員の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは今専門部会で審議をいただく上で、この度もこの場を設置できたことを深く感謝を申し上げたいと思います。長引くコロナ禍に加えまして、今年は資源高、物価高と非常に厳しい経済環境が続く中で、この審議の場を持っていただいたことに関しまして、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。我々としては関係者の御努力によっていただいたこの場におきまして、労働者代表として使用者代表の皆様方、そして公益代表の皆様に対して誠実に向き合いまして建設的な審議に努め、全会一致、年内発効を目指す所存です。どうぞよろし

くお願いいたします。金額提示に当たってのポイントについて申し上げたいと思い ますけれども、まず最初に申し上げると、本日この場で金額提示は致しません。そ の理由は公労使の代表者が現下の環境を正しく認識し、そして共有した上で2回目 の審議以降に提示したいと考えております。現在の取り巻く環境をお互いしっかり 認識していただいた上で、他産別の状況も見ながら交渉させていただけたらと思い ます。それでは次の通り、労側の交渉スタンスにつきまして申し上げたいと思いま す。まず一点目、労働協約の拡張適用の趣旨でございます。つまり個別企業労使で 決定した労働条件を社会の労働組合未加入労働者に波及させるという考え方でござ います。その意味合いを持ちまして、特定最賃の向上に努めてまいりたいと思いま す。二点目、特定最賃は全ての労働者に適用される地賃とは異なりまして、業界産 業労使がイニシアティブを発揮してこの産業に相応しい水準、これを設定する必要 があると考えております。広島県における自動車産業の持続発展、そのためには優 秀な人材確保定着の観点、これは必要であり、そのために継続した特定最賃の向上 が必要であるというふうに考えます。その観点から、特定最賃の役割は、地賃が担 うセーフティネットとは別の役割を果たすという認識を踏まえて審議に臨みたいと 思います。三点目、今春闘におきまして、厳しい経営環境の中、継続的に賃上げが なされております。広島県内の自動車部品製造業27組合中ベアに相当する賃金改善 分、これを獲得した組合数は11組合となります。昨年が6組合でしたから、倍近く 増えたことになります。また全国の同じ産業に目を移しましても、自動車総連全体 で376組合ございますけれども、そのうち232組合が賃金改善分を獲得しております。 こちらも2021年の137組合からは大幅に増加をしており、改善額も978円、これが平 均額となるわけですが、前年の851円からは100円以上上昇しております。このこと から未組織従業員の底上げをしていかなければ、増々組織下労働者との格差が拡大 していくということになります。それから四点目でございますけれども、冒頭でも 申し上げましたように今年の物価高、これはやはり避けては通れないというふうに 考えております。7月の国内物価影響指数、これも前月比0.4%上昇ということもご ざいまして、当然7月だけではなくて継続的に上昇しております。下期の電力料金 の調整後でありますけれど、前月比さらに0.3%上昇ということで、為替のこともあ りますので輸入物価も増加をしています。今後に関しましてなのですけれども、今 後も当面上昇していくことが見込まれるものとなっておりますので、その物価に対 応した分の引上げが必要だというふうに考えています。それから五点目につきまし ては、業界を取り巻く状況の確認でございますけれども、これはメーカー、そして 部品製造それぞれのお立場から山田委員と福田委員に申し上げてもらいたいと思い ます。よろしくお願いいたします。

# 山田委員

では私から、まず金額提示のポイントについて山崎から御説明がありましたけれども、加えて追加で三点、私から説明させてください。また、人手不足に関するマッダの製造現場の状況とそれに対する会社の支援策について紹介させてください。

まず金額提示のポイントについて追加の一点目でございます。近県の山口、福岡に 比べて優位性が確保されていないということです。山口とは27円、福岡とは19円低 くなっております。ちなみに地賃の金額水準は、山口に比べて42円、福岡とは30円 も広島の方がそれぞれ高くなっております。地賃水準では、圧倒的に広島が高いの ですけれども、自動車製造では劣っているというのが現状でございます。現状の大 きく劣る最低賃金では、優秀な人材を近隣他県に奪われかねないというふうに危惧 をしております。二点目です。広島県の地賃に比べて優位性が担保されていないと いうことです。現状、先ほど紹介がありましたが、930円の地賃に対して自動車製造 の特定最賃は938円、8円の差しかありません。今年の結果次第では、地賃に飲み込 まれてしまう恐れがございます。危険と隣り合わせの職場です。夏は高温多湿、冬 は厳しい寒さでの作業や粉塵等による汚れがある中、厳しい環境で業務を行ってお ります。今年の夏、暑かったですよね。6月から35度を超える暑さでした。事務所 内ではエアコンをつけていたと思うのですが、それでも暑かったと思います。製造 現場ではあの暑さの中エアコンはなく、コロナ禍でマスクをしながら働いている現 状です。一般的な事務や軽作業の仕事と同水準の賃金時給でいいのでしょうか。優 秀な人材は集まるのでしょうか。今働いている人たちは定着し続けてくれるのでし ようか。考えなければいけないと思います。三点目です。広島県内の他の各種金属 産業に比べて優位性が担保されていないということです。鉄鋼は995円、船舶977円、 機械958円、金属944円、自動車はその次の938円です。その後電機が897円と続いて おりますが、各種金属産業平均952円です。この平均額に劣っているのが現状でござ います。自動車は広島県を代表する産業ではなかったのではないでしょうか。広島 を代表する魅力的な産業とするためにも、産業間格差を是正する必要があると考え ております。以上三点が近隣との差、地賃との差、県内他産業との差、金額提示の 追加ポイントでございました。続いて、広島県の自動車製造を代表するマツダの製 造現場に関する情報共有でございます。具体的にはマツダの広島工場の人手不足の 深刻な状況についてでございます。マツダの組合に対して、人手が足りない、なん とかしてくれと、いう切実な声を聞いております。大変ありがたいことに、マツダ は会社が様々な支援策、対策をしていただいております。いくつかご紹介します。 まず一昨年12月から延長に延長を重ね、また、増員に増員を重ねて山口県の防府工 場から応援に来ていただいております。9月月初時点で、100名を超える方が単身で 山口から応援に広島工場に来ていただいております。加えて一昨年から業績不振の 製造業、造船業など他の産業から支援社員を受け入れております。いまだに継続を しております。自動車より最低賃金が高い産業が業績不振で、そこから支援社員を 受け入れていることに正直複雑な気持ちでございます。さらに呉の日本製鉄の工場 閉鎖に伴って、再就職支援として多数の方を中途採用しております。なお、これら の会社支援策でも、人手不足が解消していないというのが現状です。そこで一昨年 6月になりますけれども、期間社員の採用を約1年半ぶりに再開しております。現 在広島では200名を超える基幹社員の方が働かれております。ちなみに再開に当たっ ては、時給換算で100円の賃上げをしていただきました。現在1100円弱で最低ですけ

れども、働いていただいております。ただこれでも処遇を引上げていただいたので すが、人手不足は解消できず人手が足りないと、要は計画通り人が集まらないとい うことでございました。そこで今年の1月ですけれども、リーマンショック以来13、 4年ぶりになるのですけれども、製造派遣を復活させました。製造派遣です。現在約 200名を超える方、派遣社員の方に活躍をいただいております。今後も当面増やすと いうふうに伺っております。ちなみに製造派遣、広島県の製造派遣の一般的な時給 単価ですけれども、最低賃金の倍近い時給でなんとか人を確保しているというのが 現状でございます。以上、何が言いたかったかまとめると、マツダの賃金でも人手 が足りていないということでございます。でもマツダはいいのです。会社が支援し てくれるからいいのです。会社があの手この手で対応してくれているからいいので すけれども、関連の部品メーカーさん、中小零細の企業はそうはいきません。その 賃金について我々この場で論議をすると理解しております。以上のことから、広島 県における自動車産業の持続発展のためには優秀な人材確保定着の観点から、継続 的な特定最賃の向上が必要であると考えております。先ほど紹介した職場や雇用市 場の現状実態を踏まえて、前向きな論議、審議をどうぞよろしくお願いいたします。 私からは以上です。続いて福田委員からお願いします。

# 福田委員

福田です。サプライヤーを代表して私の方から一言だけ申し上げます。賃金のこ と、環境のこと、人手不足のことは、今まで労側の山崎委員や山田委員の方から報 告があった通りだと思います。私からは、たまたま今、山田委員も同じことを言い ましたが重ねて、いい資料は手元にあると思います。930円、このちょうど裏側に広 島県の最低賃金、白黒色の赤で記載されている他産別の金額が記載されています。 これをまじまじと見たら、先ほど山田委員も伝えましたが、広島県自動車同附属品 製造業、上から5行目に記載されている938円、本当にこの金額でいいのか、このこ とだけを言いたいです。広島県は、自動車はマツダさんです。その傘下で働いてい るサプライヤーというのは数千に及びます。ですがすべて938円を上回っているわけ ではございません。我々は派遣社員を雇って、中国人、ベトナム人という海外の 方々にも応援をいただいております。マツダさんが派遣社員を雇ったので、我々も サプライヤーとしてはとても厳しい状況にあります。ですがこの938円をとにかく上 げていって、現在居る我々サプライヤーも同じ日本人も賃金も同じく上げていかな いと在籍していただけないという状況が、この一枚の紙で見て取れると思います。9 95円との差は60円、時給60円も差がございます。もちろんこれだけではございませ ん。一時金もあります。年間一時金、ボーナス、そして退職時の退職一時金等々す べてがこの時間給に関わってくるのですから、この時間給の重みというのは、労使 として公益の方々一緒に共にこれを見ていきたいと思います。以上でございます。

# 岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは使側からの意見表明をお願いします。

# 長谷川委員

はい、長谷川と申します。よろしくお願いします。私の方から、基本的な考え方 についてお話をして、続いて各業界代表委員から状況について報告したいと思いま す。先ほど山崎委員の方からもお話がありましたけれども、労使の方でしっかりと 現状を認識して、その議論を基にどういった形がいいのかという方向でお話をさせ ていければと思っていますし、先ほど事務方の方々からもございましたけれども、 年内発効ということで目標をいただいておりますので、そういった方向の中で協議 を進めていこうと思っています。まず、我々が今回の最低賃金を考える上で考えな ければいけないのは、国内だけでなく国外の状況も踏まえて考えていかなければな らないのかなと思っています。コロナ関係でいえば、中国自体が上海ロックダウン といった状況とか、あるいはウクライナ侵攻によって非常に大きな変化が実は起こ っています。先ほど来、お話がございましたけれども、今は原材料高、物価高、大 変厳しい状況になっていると認識しております。10日くらい前に総務省の消費者物 価指数が2.8%という形で出ていましたけれども、これをもう少し具体的に見ていく と、資源高とか円安の影響で、特にエネルギー価格が非常に上昇し、エネルギー関 連だけで言うと16.9%という上がり方をしていて、その中でも都市ガスや電力、特 に電気は2割くらい上がっているという状況です。燃料については、ガソリン等に つきましては、補助金があっても8%から7%で、これらが企業経営をする上で大 変厳しい要素になっていています。今日の日経新聞にも、非常に原材料が上がる中、 なかなか価格転嫁ができず非常に厳しいという記事が出ていました。価格高騰によ って価格転嫁できたかというと、不十分だと考えている企業経営者が約88.6%いる という状況です。今申し上げましたような厳しい状況、そして主要産業の動向、経 済月報等の数値を見ても、まだまだ非常に厳しい状況が多々あります。企業経営者 としては、先ほど来、言われた雇用を確保するということも大切ですし、また、企 業自体が存続することが大前提になります。利益が出にくい中小零細企業小規模事 業者において、賃上げの原資がどこにあるのかと言うと、企業経営的には非常に厳 しい状態だというところについては、訴えをしたいと思います。そういったところ を踏まえながら、しかし色々議論を出していきたいと思っています。私からは以上 です。

#### 興梠委員

マツダの興梠です。自動車産業の状況について簡単に御説明しますと、外部環境、不透明な状況というのは、依然として継続しているということになります。特に大きく三点あるのですけれども、一つ目が皆様もすでにコロナ禍になって約二年半くらいですけれども、まだまだコロナの状況というのはビジネスに大きな影響を与えているというのが実態です。特に自動車業界のサプライチェーンがグローバルにまたがっているということもありまして、部品一つでも入ってこなくなると生産が止まってしまう、今回も4月5月に上海のロックダウンで長期に部品が入ってこない

ということもありまして、マツダでも計11日生産を止めざるを得なかった。休業を 実施したということがあります。まだまだコロナの影響は続くのではないかという ふうに考えております。二点目、自動車産業には非常に大きな影響を与えていて、 これも元々の起因はコロナかもしれないのですけれど、半導体の調達というのに各 社さん、マツダも含めて非常に苦戦しているということがあります。半導体ですね、 急にサプライヤーさんからコミットメント約束した数字を出せないというようなこ とが突如言い渡されるということで、それによって部品が入ってこないというので すから、それでもまた生産が止まる、というような状況が残念ながら現時点でも続 いているということになります。三点目、先ほど長谷川委員からも言われましたよ うに、ウクライナ情勢もありますけれども、世界的に原材料が上がっていると。先 日も鉄が上がるというような状況がありましたけれども、この流れというのはすぐ には収まらない、という状況が外部環境によって目下あります。残念ながらマツダ 第一四半期営業赤字という結果に終わりまして、マツダでも非常にビジネスの状況 はなんとかリカバーしたいということはあるのですけれども、この外部環境の状況 では、かなりの努力をしないと黒字、さらにその目標、元々期初に掲げていた目標 に戻すというのは非常に難しい状況にもあるということになります。どうしても 色々なコストが上がると価格転嫁すればいいじゃないかという話はあるのですけれ ども、結局価格転嫁というのは言葉で言うほど簡単な話ではなくて、結局最終的に はその価格を上げた分の価値をお客様や消費者の方ですね、買い手側が受け入れて くれれば価格転嫁できるのですけれども、それを受け入れてくれないとなった場合、 今度売上が落ちてしまうことになってしまって、結局価格は上げたけれども最終的 にトータルの売上は落ちるということになってしまうと、更に利益が落ちるという ことで、本当にここは慎重に進めないと難しい、コストが上がった分をお客様が負 担できるかというのはそんなに簡単な話ではないということは認識していただかな ければいけないことかなと思います。一方で先ほど山田委員が言われたように、優 秀な人の獲得という意味では、産業全体をあげていかなければいけないというのも 事実かと思っています。マツダの人不足、製造派遣の活用によって大分もうほぼ解 消の見通しができたのですけれど、まだまだサプライヤーさんとかを見ると、人手 不足もあるということも認識した上で協議が出来ればと思っています。

# 桑原委員

東友会の桑原です。私の方からは、先ほど長谷川さん興梠さんからお話いただきました内容に関して現在の状況も含めまして補足をさせていただけたらと思います。自動車業界の現状説明の通り、コロナの影響によりいまだに減産で、広島県だと最盛期の8割くらいだと思います。そうなってくると、我々東友会の抱えている中小の企業の一部は零細企業になりますけれど、そういったところの企業に関して言えば、自動車の生産量が要になりますので、生産量が下がってしまうということは、利益がでない状況になっていると思います。一方で、先ほどお話がありましたように、原材料の値上げということもあるのですけれども、個々の部分に関しては原材

料が上がればマツダさんにも見てもらえるということで価格転嫁というところでは 協議させていただいて、一部材料は見ていただいているのが現状だと思います。た だ減産で全体が落ち込んでいる中で、どう吸収するのかということは、特に零細企 業にとってはどうしようもないと思います。これが海外に物を輸出している大手の 企業であれば、自分のところで円高差益とか色々利益を出す構造は組むことはでき ると思うのですけれど、やはり部品の供給をしているわけで、資材を供給している だけの零細企業に対していえば、そこも自由度はなく減産の影響というのはもろに 被っているということであります。ここは、我々が抱えている企業さんの厳しさを 御説明いたしました。ただ一方で、労働者側からもお話がありましたけれども、人 材のところの不足というのは深刻です。特に人件費が上がっているというのもある のですけれど、人自体が自動車産業に魅力を感じられていないというところ、これ はやはり賃金の問題もあるのですけれども、そういう状況が続いておりまして、募 集をかけても人が辞めていくし、新しい人が集まってこないという状況があります。 こういう状況を踏まえて企業の経営は圧迫されているのだけれども、どうやって人 を集めることができる状況か、このあたりのことで頭を悩ませているというのが、 今の状況となります。こうした状況を踏まえまして今回十分な審議をさせていただ いて、広島県の自動車産業が何とか上向くためにどうしたらいいかというところで 今回答を出していきたいと思います。以上です。

# 岡田部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方から現状認識を伺って、最賃の改正 審議に向け、意見表明されました。各側の意見表明を踏まえてお互いにご質問等が ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### 山田委員

はい、労働で説明させていただいた追加の三点について率直にどう現状に対して 受け止められているのかというのをお三方にお伺いしたいと思っております。要は 山口より低い賃金、ほかの産別より低い賃金、広島県の地賃とほぼ同水準というこ の現状について、率直にどう思われているのかなというところをお伺いしたいと思 います。我々は正直危機感を感じているのですけれども、危機感を感じているとか、 飲み込まれてもしょうがないと思われているのか、どのように受け止められている のかというのを率直にお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

#### 興梠委員

去年も似たような議論をしたのですけれども、山口の近隣が本当に比較対象として正しいのかというのは一つ疑問がある感じと、どうしてもサプライヤーさんの特徴とかも全然違う。広島の方が企業さんの数が多いので、私としては自動車城下町の名古屋とか、そういうところと比較することの方が良いのではないかというふうには感じております。よろしいですか。

# 長谷川委員

今、山田委員の方から自動車が他の産別あるいは他県と違うという状況は、仰る通りの部分はあろうかと思います。ただ人の流動性自体が、それだけで本当に動いているのかというところについては、決定権の要素の一つに過ぎないと思います。それだけで本当に人が動いていくかというところについては、少しそれ以外の要素もあるのではないかと思っています。

# 桑原委員

私の方からの認識ですけれど、まず山口と広島の賃金差というところは、産業構造がちょっと違うのかなと思っております。山口に関して言えば、自動車産業で言えば広島に本社がある会社のトランスプラントが中心です。それに比べて、広島は県の中にある企業、我々も東友会の会員企業にもいらっしゃいますけれど零細企業がものすごく多いです。非常にそこは、従業員が一桁のところもすごい数がいらっしゃいますので、やはりそこの格差というのは大きいのかなと思います。実際他の県とも色々な差というのがあると思いますので、働く側にしても、他府県の大きい企業のあるところにどんどん地元採用でも転職されている方がいらっしゃるのではないのかなというところは感じます。以上です。

#### 山田委員

はい、ありがとうございます。比較対象としてどうなのかということであるかとか、産業構造が違うとかアップルトゥアップルではないよねと言うところだと思います。まさにその通りだとは思いますけれども、実際の労働者からしてみればここのところ広島と山口、同じ自動車で働こうと思ったとき最低賃金、やはり基準として見られるのは事実だと思いますので、我々労働者の目線としてしっかり見ていかなければいけないかなと思っています。もちろん乱暴な議論をするつもりはございません。正しく現状を見ていかなければいけないのかなと。ちなみに興梠委員は比較対象としたら例えば名古屋という話をされたと思うのですけれど、一方で名古屋ではもっと高くて957円というところなので、そういう意味では我々も日本全体で自動車産業でということになると、ありたい姿という意味では、より高いところでは認識しているのだなというふうに思いました。ありがとうございます。私からは以上です。

#### 岡田部会長

はい、他にはよろしいでしょうか。使側からはなにか。労側いかがですか。

#### 山崎委員

よろしいですか。なかなか価格転嫁ができないというところに関しまして、当然 部品メーカーさんにとっては四次、三次、二次という段階を経て納入する方が転嫁 する、要は上流から買っていただく金額がどうかということになると思うのですね。 当然それを上げてしまうと完成車としてもコストがアップしてしまう。完成車が価格転嫁ができないから、構成部品についてもできないというような理解でよろしいでしょうか。

# 興梠委員

私の観点はどうしても完成車メーカーだけの視点になってしまうのですけれど、マツダというところ、他社さん、トヨタさんですとかホンダさんですとか、似たような車種があるとしたら、相手さんのトヨタさんの例えば似た車をマツダが出しているというときに、トヨタさんも上げればマツダも上げるというのは簡単には出来るのですけれども、マツダだけ先走って価格を上げた時というのは、どうしても数量が消費者からするとトヨタさんの方が安いから、トヨタさんと、どうしてもなりがちのところがあるのですけれど、そこでよそを見ながらというのはどうしても避けられないというのが完成車メーカーからの視点に当たります。

# 桑原委員

今の興梠委員の説明は一般論ですけれど、実際のところはマツダの購買さんと 我々関連企業の皆さん、毎期毎期きちんと価格交渉を協議されていて、そこのとこ ろで原材料が上がった部分では認めていただいているというのが今の状況です。多 分、商品に関しては公正取引委員会が逐次入られて、来週のうちの会社の理事長の 会社には訪問されるのですけれど、そこの資料を色々見させていただいているので すけれども、そこの価格転嫁、一般的に言われている原材料が上がった部分の転嫁 という部分進んでいますか、というところに関して言えばきちんとそこは協力して いるというのが今の状況下です。ですから一方的に車の価格に反映できないから駄 目ということは、これはありません。御承知おきいただけたらと思います。

#### 山崎委員

はい、我々、労働者であると同時に消費者であります。世の中で、例えばガソリンが上がれば当然輸送費も上がるというような話になってくると思うのですけれど、我々が生活するうえで車に乗っていれば当然そこのコストも上がってくるわけで、為替であるとか燃料用価格であるとかそれも否応なしに市場価格で考えているというような状況です。この最低賃金の県最賃が31円上がります。このトレンドは、数年この先もおそらくこのトレンドで進んでいくのだろうなと思うのですけれど、特定最賃においてもやはり同じようなグラフを描いて上がっていきたいというような思いもあります。それは、人件費への投資というか、我々も当然生活コストが、最低賃金法で働いている方は特にそうだと思うのですけれど、生活コストが上がるので、その分はやはり最賃アップとして面倒見てもらうというような面があって、そうしたことでお金が使われて経済が回っていくと思うので、そこは必要な人件費のコストアップ、要は原材料にだけコストアップ、それは容認するのではなく

て、人件費にもコストアップ、これを容認していただきたいという思いでございます。

# 岡田部会長

ありがとうございました。他にありますでしょうか。いいですか。まとめるのは 難しいですけれども、今日の段階ではまず各側から意見表明いただいて、いずれに しても全会一致を目指すよう双方努力しましょうというのが一点目です。もう一点 目は年内発効をできるだけしたい、というのがありました。その上で今日双方から 出たご意見ございますけれども、現状認識をお互い共有しましょうということです ね。その中で、ご存じのように国内国外色々な情勢があって、資源高という状況下 で、当然経営者側も苦労されている。しかしながら、労側の方は物価高の中で賃金 が上がったところで、それは実質的な賃上げになるのかという点に懸念を持たれて いるということかと思います。自動車製造という業界の中では、いわゆる人手不足 とか人材確保、更に定着をどうしていくかというところでの賃金という側面が非常 に大きく、その中で本年度の自動車製造の特定最賃をどうしていくか、相互協力し ていきましょうというふうに労使共に考えておられると受け止めました。その中で、 今日第1回目ですけれども、労側からは具体的な金額提示を今回はしないというこ とですので、次回からその辺の議題に入っていくのかなと今日理解したところでご ざいますけれども、その方向性でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございま した。それでは、本日はこれ以上進展がないと思いますので、次回以降に審議を持 ち越すことにしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。ありがとう ございました。それでは次回の専門部会の開催日程について事務局から説明をお願 いします。

# 毛利賃金室長補佐

それでは次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただき、次回は10月17日月曜日13時30分から4号館5階22号会議室の開催を予定しております。その次ですが、10月25日火曜日の10時からの予定となっております。

# 岡田部会長

はい、それでは次回の開催ですけれども、10月17日の月曜日13時30分から4号館5階22号会議室での開催といたします。皆様には日程の確保をよろしくお願いいたします。その他何かございますか。事務局いかがですか。

# 石井賃金室長

いえ、ございません。

#### 岡田部会長

はい、それでは次回の審議は公開することで個人情報の保護に支障を及ぼす恐れのある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、又は率直な意見の交換が損なわれる恐れがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆さんありがとうございました。